

令和2年3月19日

保護者様

志木市教育委員会

臨時休校中における小中学校の校庭の開放について

保護者の皆様におかれましては、児童生徒の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に格別なる御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、教育委員会では、これまで臨時休業中について、不要不急の外出をしないようお願いをしておりましたが、埼玉県 の 指導を踏まえ、児童生徒の健康保持の観点から、日常的な運動を安全な環境の下で行うために、下記のとおり校庭開放を実施しますのでお知らせいたします。

記

1 小学校

- ①期 間 3月23日(月)～3月31日(火) (土・日曜日は除く。)
- ②時 間 12:00～16:30
- ③対 象 在籍児童、保護者等
放課後しきっ子タイム及び
学童保育の利用者
- ④その他 体育館は使用できません。

2 中学校

- ①期 間 3月23日(月)～3月31日(火) (土・日曜日は除く。)
- ②時 間 12:00～16:30
- ③対 象 在籍生徒
- ④その他 部活動は禁止とし、体育館は使用できません。

3 その他

- ・ボールの貸し出しはできません。
- ・手洗いうがいの励行をお願いします。
- ・校庭使用、登下校は保護者の責任でお願いします。